#### 豊田市公共交通会議 規約

(名称)

第1条 本会は、「豊田市公共交通会議」(以下「交通会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 交通会議は、平成17年4月1日の市町村合併を踏まえ、新豊田市の公共 交通のあり方を検討し、「都市圏としての一体性の形成」、「都市と農山村の 共生」、「交流人口の拡大による地域の活性化」を目指すことを目的とする。

(活動内容)

- 第3条 交通会議は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
  - (1)豊田市の公共交通計画の検討
  - (2) 広域的な基幹バスネットワークの検討
  - (3)計画の定期的な見直し
  - (4)豊田市福祉及び過疎地有償運送運営協議会(以下、「協議会」という。)を 兼ね、福祉及び過疎地有償運送に関する協議・検討
  - (5) その他豊田市の公共交通の利用促進に関すること

(委員)

- 第4条 交通会議の委員は、別表1に掲げるものとする。
  - 2 福祉有償運送に係る協議・検討の際の臨時委員は、別表2に掲げるものとする。

(役員)

- 第5条 交通会議に、次の役員を置く。
  - (1)会長 1名
  - (2)副会長 1名
  - 2 会長は、荻野弘 豊田工業高等専門学校環境都市工学科 教授 とする。
  - 3 副会長は、会員の中から会長が指名する。

(職務)

- 第6条 交通会議は、会長が招集し、議長となる。
  - 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。
  - 3 副会長は、会長不在のとき会長の指示により議長を務める。

(会議)

第7条 会長は、必要に応じて委員以外の者を交通会議に出席させることができる。

(事務)

- 第8条 交通会議及び協議会の運営に係る事務は、豊田市 都市整備部 交通政策課 で行う。
  - 2 福祉有償運送に係る事務は、豊田市福祉保健部障害福祉課で行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか交通会議の運営に必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

#### (施行期日)

この規約は、平成17年 8月29日から施行する。 附則

### (施行期日)

この規約は、平成17年10月12日から施行する。 附則

#### (施行期日)

この規約は、平成18年 2月 2日から施行する。 附則

#### (施行期日)

この規約は、平成18年 5月31日から施行する。 附則

### (施行期日)

この規約は、平成18年12月14日から施行する。

# 豊田市公共交通会議 委員名簿

平成18年12月14日現在 氏名は敬称略

# 別表 1

氏名		団体、部署名、役職
荻野	弘	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
野田	宏治	豊田工業高等専門学校 環境都市工学科 教授
山本	慎治	豊田市区長会 会計
正木	恒男	豊田市老人クラブ連合会 第2事業部長
新田	都子	豊田市消費者グループ連絡会 会長
安藤	寿昭	豊田市PTA連絡協議会推薦
藪押	光市	豊田商工会議所総務企画部次長
平岩	博	豊田市社会福祉協議会事務局長
本田	・広	名古屋鉄道㈱ 東部支配人
梶原	雅一郎	愛知環状鉄道㈱ 運輸部 管理課長
鈴木	和洋	名鉄バス(株) 豊田営業所 営業所長
岸本	康典	愛知県タクシー協会 豊田支部 支部長
田中	昇	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
福本	充	国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所 工務課長
水谷	哲士	愛知県 地域振興部 交通対策課長
鈴木	實	愛知県 豊田加茂建設事務所 維持管理課長
大山	明夫	愛知県 豊田加茂建設事務所 足助支所 管理課長
石田	裕則	愛知県警察 豊田警察署 交通課長
服部	孝文	愛知県警察 足助警察署 交通課長
小野田	武文	豊田市都市整備部長
事務局		豊田市都市整備部交通政策課

## 別表 2

氏名	団体、部署名、役職
濱田 広美	想定される有償運送の利用者
星沢 康子	想定される有償運送の利用者
佐藤 健次	想定される有償運送の利用者
加藤 水竹	バス、タクシー等関係交通機関運転者
佐々木 和久	国土交通省 中部運輸局 愛知運輸支局 首席運輸企画専門官
鈴木 吉成	豊田市福祉保健部長